現 行				改正案				
別表(第:	別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
	 占用物件	単位	占用料		 占用物件	単位	占用料	
法第32	第1種電柱	<u>・・・</u> 1本につき	420円	法第32	第1種電柱	<u></u> 1本につき	480円	
条第1項		1年	650円		第2種電柱	1年	730円	
第1号に		1	880円	第1号に	第3種電柱		990円	
掲げる	第1種電話柱 第1種電話 <u>柱</u>		380円	掲げる	第1種電話柱		<u>430円</u>	
工作物	第2種電話柱		610円	工作物	第2種電話柱		<u>680円</u>	
	第3種電話柱		830円		第3種電話柱		<u>940円</u>	
	その他の柱類		<u>38円</u>		その他の柱類		<u>43円</u>	
	共架電線その他上空	長さ1メー	<u>4円</u>		共架電線その他上空	長さ1メー	<u>4円</u>	
	に設ける線類	トルにつ			に設ける線類	トルにつ		
	地下に設ける電線そ	<u>き1年</u>	<u>2円</u>		地下に設ける電線そ	<u>き1年</u>	<u>3円</u>	
	の他の線類				の他の線類			
	路上に設ける変圧器	1個につき	370円		路上に設ける変圧器	1個につき	420円	
		<u>1年</u>				<u>1年</u>		
	地下に設ける変圧器	占用面積1	230円		地下に設ける変圧器	占用面積1	260円	
		平方メー				平方メー		
		トルにつ				トルにつ		
		<u>き1年</u>				<u>き1年</u>		
	変圧塔その他これに	1個につき	<u>760円</u>		変圧塔その他これに	1個につき	<u>850円</u>	
	類するもの及び公衆	<u>1年</u>			類するもの及び公衆	<u>1年</u>		
	電話所	-			電話所	_		
	郵便差出箱及び信書		320円		郵便差出箱及び信書		360円	
	便差出箱				便差出箱			
	<u>広告塔</u>	表示面積1	<u>960円</u>		広告塔	表示面積1	<u>870円</u>	
		<u>平方メー</u>				<u>平方メー</u>		
		トルにつ				トルにつ		
	7 0 11 0 1 0	<u>き1年</u>	= 00 H		7 0 11 0 3 0	<u>き1年</u>	07011	
	<u>その他のもの</u>	占用面積1	760円		その他のもの	占用面積1	<u>850円</u>	
		平方メー				平方メー		
		トルにつ				トルにつ		
法第32	め忽が0.07メートル	<u>き1年</u>	10⊞	进签20	カタボ0.07フートル	き <u>1年</u>	10⊞	
	<u>外径が0.07メートル</u> 未満のもの	大さりとつ	<u>16円</u>		外径が0.07メートル 未満のもの	大心につ	<u>18円</u>	
	<u> </u>		23円		<u> </u>			
	以上0.1メートル未満		<u> 20 </u>		以上0.1メートル未満		<u> 2017</u>	
12011 9	<u> </u>			1/2/1/ J	以上0.17。 下ル不何			

物件	<u>のもの</u>			物件	のもの	
	外径が0.1メートル以		<u>34円</u>		外径が0.1メートル以	<u>38</u> F
	上0.15メートル未満				上0.15メートル未満	
	<u>のもの</u>				<u>のもの</u>	
	外径が0.15メートル		<u>45円</u>		外径が0.15メートル	<u>51</u>
	以上0.2メートル未満				以上0.2メートル未満	
	<u>のもの</u>				<u>のもの</u>	
	外径が0.2メートル以		<u>68円</u>		外径が0.2メートル以	77
	上0.3メートル未満の				上0.3メートル未満の	
	<u>もの</u>				<u>もの</u>	
	外径が0.3メートル以	,	91円		外径が0.3メートル以	100
	上0.4メートル未満の				上0.4メートル未満の	
	<u>もの</u>				<u>もの</u>	
	外径が0.4メートル以		160円		外径が0.4メートル以	180
	上0.7メートル未満の				上0.7メートル未満の	
	<u>もの</u>	_			<u>もの</u>	
	外径が0.7メートル以		230円		外径が0.7メートル以	<u>260</u>
	上1メートル未満の				上1メートル未満の	
	<u>もの</u>	-			<u>もの</u>	
	外径が1メートル以		450円		<u>外径が1メートル以</u>	<u>510</u>
	上のもの				上のもの	
<u>(新設)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	<u>法第32</u> 条第1項		<u>3</u>
				第3号に	運行 第2項第5 に設 トルにつ	
				掲げる	<u>補助</u> 号に規定 ける き1年	
				施設	施設する自動もの	
					運行装置	
					による検	
					知の対象	9
					として設他の	
					置する導	
					線その他	
					の線類	
					道路の構造又 1本につき	<u>680</u>
					は交通の状況 1年	
					を表示する標	
					示柱その他の	
1					<u>柱類</u>	

		3号及び第4		760円
号に掲げ 法第32 条第1項 第5号に	地下街及		平方メー トルにつ き1年	Aに0.005 を乗じて 得た額
<u>掲げる</u> 施設		階数が2 <u>のもの</u> 階数が3		Aに0.008 を乗じて 得た額 Aに0.01
	上空に設	以上の もの		を乗じて <u>得た額</u> <u>480円</u>
	地下に設 その他の			<u>290円</u> 760円
条第1項		日その他の し、一時的 もの		10円
<u>施設</u>	その他の	<u>もの</u>	占用面積1 平方メー トルにつ き1月	96円
施行令	看板(ア ーチであ るものを 除く。)	一時的に <u>設</u> けるもの		96円
第479 号。以 下		<u>その他のも</u> <u>の</u>		960円

	その	の他	上空に	占用面積1	<u>430円</u>
	のす	<u>もの</u>	<u>設ける</u>	平方メー	
			<u>もの</u>	トルにつ	
				<u>き1年</u>	
			地下に		260円
			設ける		
			もの		
	その	の他の	<u> ひもの</u>		<u>850円</u>
法第32多	条第1項第	4号/	こ掲げる	占用面積1	<u>850円</u>
施設				平方メー	
法第32	地下街及	び	階数が1	トルにつ	Aに0.004
条第1項	地下室		のもの	き1年	を乗じて
第5号に					得た額
掲げる			階数が2		Aに0.006
施設			のもの		を乗じて
					得た額
			階数が3		<u>Aに0.007</u>
			以上の		を乗じて
			<u>もの</u>		<u>得た額</u>
	上空に設	ける	通路		<u>430円</u>
	地下に設	ける	通路		<u>260円</u>
	その他の	もの	<u> </u>		<u>850円</u>
法第32	祭礼、縁	:日そ	の他の	占用面積1	<u>9円</u>
条第1項	催しに際	l,	一時的	平方メー	
第6号に	に設ける	もの	<u>)</u>	トルにつ	
掲げる				<u>き1日</u>	
<u>施設</u>	その他の	もの	<u>)</u>	占用面積1	<u>87円</u>
				平方メー	
				トルにつ	
		1		<u>き1月</u>	
道路法	看板(ア	一時	好的に設	表示面積1	<u>87円</u>
施行令	ーチであ	ける	560	平方メー	
(昭和27	るものを	_		トルにつ	
年政令	除く。)			<u>き1月</u>	
第4 <u>79</u>		その)他のも	表示面積1	<u>870円</u>
号。以		<u>0</u>		平方メー	
下				トルにつ	

「令」			<u>き1年</u>	
とい	標識		1本につき	<u>610円</u>
う。)第			<u>1年</u>	
7条第1	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき	<u>10円</u>
号に掲		その他の催	1日	
げる物		しに際し、		
<u>件</u>		一時的に設		
		けるもの		
		その他のも	1本につき	96円
		の	 1月	
	幕(令第7	祭礼、縁日	その面積1	10円
		その他の催		
		しに際し、		
		一時的に設		
		けるもの	<u>C 211</u>	
		その他のも	その面積1	96円
	<.)	<u>の</u>	平方メー	3013
	70 7	<u> </u>	トルにつ	
			<u> </u>	
	アーチ	車道を横断		960円
	, ,	するもの		300 1
		する60 その他のも	1/1	480円
		の		400
<u> </u>	 空の旦/ア世	<u>い</u> 易げる工作物	上田孟建1	760⊞
中男/宋	舟4万にか	<u>到ける工作物</u>		760円
			平方メー	
			トルにつ	
人份与夕	<i>(tr</i> ↓ □) ₹ ₩	シバスエ本田	き1年	0.0
		易げる工事用		96円
		<u>号に掲げる</u>	平方メー	
工事用机		コ、N マ /	トルにつ	- 000
	· · · ·	易げる仮設建 ロニ 場ぶる	<u>さ1月</u>	<u>76円</u>
	<i>『</i> 同条第7	<u>号に掲げる</u>		
施設				
		の上又は高		
第8号に	架の道路	の路面下(当		を乗じて
	該路面下	の地下を除	トルにつ	得た額
施設	く。)に該	<u> </u>	<u>き1年</u>	
	上空に設	けるもの		<u>Aに0.023</u>
				を乗じて

「令」			き1年	
とい	標識		1本につき	<u>680</u> □
う。)第	<u> </u>		<u>1年</u>	
7条第1	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき	<u>9</u> 円
号に掲		その他の催	1日	
げる物		しに際し、		
<u>件</u>		一時的に設		
		けるもの		
		その他のも	1本につき	<u>87</u> ₽
		<u>の</u>	<u>1月</u>	
	幕(令第7	祭礼、縁日	その面積1	<u>9</u> P
	条第4号	その他の催	平方メー	
	に掲げる	しに際し、	トルにつ	
	工事用施	一時的に設	き1日	
	設である	けるもの		
	ものを除	その他のも	その面積1	<u>87</u> ₽
	<u><。)</u>	<u>の</u>	平方メー	
			トルにつ	
			<u>き1月</u>	
	アーチ	車道を横断	1基につき	<u>870</u> ₽
		<u>するもの</u>	<u>1月</u>	
		その他のも		<u>430</u> ₽
		<u>の</u>		
令第7约	条第2号に推	Bげる工作物	占用面積1	<u>850</u> ₽
			平方メー	
			トルにつ	
			<u>き1年</u>	
令第7约	条第4号に推	<u> 湯げる工事用</u>	占用面積1	<u>87</u> □
施設及	び同条第5	号に掲げる	<u>平方メー</u>	
工事用	材料		トルにつ	
令第7多	条第6号に推	<u> 昂げる仮設建</u>	<u>き1月</u>	<u>85</u> ₽
築物及	び同条第7	<u>号に掲げる</u>		
施設				
令第7约	トンネル	の上又は高	占用面積1	<u>Aに0.014</u>
第8号に	こ架の道路	の路面下(当	<u>平方メー</u>	を乗じて
掲げる	該路面下	の地下を除	トルにつ	得た額
施設	く。)に該	<u> </u>	<u>き1年</u>	
	上空に設	けるもの		Aに0.017
				を乗じて

		得た額		得た額
	地下(ト 階数が1の	Aに0.005	地下(ト 階数が1の	Aに0.004
	ンネルのもの	を乗じて	ンネルのもの	を乗じて
	上の地下	 得た額	上の地下	 得た額
	を除 階数が2の	Aに0.008	を除 階数が2の	A/こ0.006
	く。)に もの	を乗じて	く。)にもの	を乗じて
	<u></u> 設けるも	 得た額	設けるも	——— 得た額
	の 階数が3以	Aに0.01	の 階数が3以	Aに0.007
	上のもの	を乗じて	上のもの	を乗じて
		得た額		- 得た額
	その他のもの	Aに0.033	その他のもの	Aに0.025
		を乗じて		を乗じて
		得た額		<u>得た額</u>
令第7条	建築物	Aに0.019	令第7条建築物	Aに0.019
第9号に		を乗じて	第9号に	を乗じて
掲げる		得た額	掲げる	得た額
施設	その他のもの	Aに0.013	施設 その他のもの	<u>Aに0.014</u>
		を乗じて		を乗じて
		得た額		得た額
令第7条	建築物	<u>A⟨∠0.023</u>	<u>令第7条</u> 建築物	<u>Aに0.022</u>
第10号		を乗じて	第10号	を乗じて
に掲げ		得た額	<u>に掲げ</u>	得た額
る施設	その他のもの	<u>Aに0.013</u>	る施設 その他のもの	<u>Aに0.014</u>
及び自		を乗じて	及び自	を乗じて
動車駐		得た額	動車駐	得た額
車場			車場	
令第7条	トンネルの上又は高	<u>Aに0.019</u>	令第7条 トンネルの上又は高	<u>Aに0.019</u>
	架の道路の路面下に	を乗じて	第11号 架の道路の路面下に	を乗じて
に掲げ	設けるもの	<u>得た額</u>	に掲げ 設けるもの	得た額
る応急	上空に設けるもの	<u>Aに0.023</u>	る応急 上空に設けるもの	<u>Aに0.022</u>
仮設建		を乗じて	仮設建	を乗じて
築物		得た額	<u>築物</u>	<u>得た額</u>
	その他のもの	<u>Aに0.033</u>	その他のもの	<u>Aに0.031</u>
		を乗じて		を乗じて
		<u>得た額</u>		得た額
令第7条	第12号に掲げる器具	<u>A≀⊂0.033</u>	令第7条第12号に掲げる器具	<u>Aに0.025</u>
		を乗じて		を乗じて
		<u>得た額</u>		得た額
令第7条	トンネルの上又は自	<u>Aに0.019</u>	令第7条トンネルの上又は自	<u>Aに0.019</u>

第13号 動車専用道路(高架の	を乗じて	第13号 動車専	用道路(高架の	を乗じて
に掲げ ものに限る。)の路面	得た額	に掲げ ものに	限る。)の路面	得た額
る施設 下に設けるもの		る施設 下に設	けるもの	
上空に設けるもの	<u>Aに0.023</u>	上空に	設けるもの	<u>Aに0.022</u>
	を乗じて			を乗じて
	得た額			<u>得た額</u>
その他のもの	<u>Aに0.033</u>	その他	<u>のもの</u>	<u>Aに0.031</u>
	を乗じて			を乗じて
	得た額			<u>得た額</u>
備考		備考		
(1)~(6) (略)		(1)~(6) (略)		

安中市法定外公共物の管理に関する条例(平成18年安中市条例第177号)新旧対照表(附則第3項による改一、

現 行					改正案			
別表(第15条関係)			別表(第15条関係)				
法定	外公共物使用料金表(年額	[料金)		法定外公共物使用料金表(年額料金)				
区分	種別	単位	使用料	区分	種別	単位	使用料	
土地	農地	1平方メー	10円	土地	<u>農地</u>	1平方メー	<u>10円</u>	
占用	宅地	トル	<u>80円</u>	占用	<u>宅地</u>	トル	<u>80円</u>	
	植林採草地		<u>10円</u>		植林採草地		10円	
	第1種電柱	1本	<u>420円</u>		第1種電柱	1本	<u>480円</u>	
	第2種電柱	=	650円		第2種電柱		<u>730円</u>	
	第3種電柱	=	880円		第3種電柱		<u>990円</u>	
	第1種電話柱	=	380円		第1種電話柱	_	<u>430円</u>	
	第2種電話柱	=	610円		第2種電話柱	_	<u>680円</u>	
	第3種電話柱	=	830円		第3種電話柱	_	<u>940円</u>	
	その他の柱類		<u>38円</u>		その他の柱類		<u>43円</u>	
	共架電線その他上空に	1メートル	<u>4円</u>		共架電線その他上空に	1メートル	<u>4円</u>	
	設ける線類	=			設ける線類	_		
	地下に設ける電線その		2円		地下に設ける電線その		3円	
	他の線類	_			他の線類	_		
	諸管 外径が0.07メー		16円		諸管 外径が0.07メー		18円	
	埋設 トル未満のもの	_			埋設 トル未満のもの	_		
	外径が0.07メー		23円		外径が0.07メー		<u>26円</u>	
	トル以上0.1メー				トル以上0.1メー			
	トル未満のもの				トル未満のもの	_		
	<u>外径が0.1メート</u>		34円		外径が0.1メート		<u>38円</u>	

	2 01 1.0 4 7			11	31 DI LO 4 # >		
	ル以上0.15メー				ル以上0.15メー		
	トル未満のもの	_	45 []]		トル未満のもの	_	F1 III
	外径が0.15メー		<u>45円</u>		外径が0.15メー		<u>51円</u>
	トル以上0.2メー				トル以上0.2メー		
	トル未満のもの	1	00III		トル未満のもの	_	
	外径が0.2メート		68円		外径が0.2メート		<u>77円</u>
	ル以上0.3メート				ル以上0.3メート		
	ル未満のもの	1	01 III		ル未満のもの	_	1000
	外径が0.3メート		91円		外径が0.3メート		100円
	ル以上0.4メート				ル以上0.4メート		
	ル未満のもの	1	1.00 🖽		ル未満のもの	_	100
	外径が0.4メート		160円		外径が0.4メート		180円
	ル以上0.7メート				ル以上0.7メート		
	ル未満のもの	1	2225		ル未満のもの	_	222
	外径が0.7メート		230円		外径が0.7メート		260円
	ル以上1メートル				ル以上1メートル		
	未満のもの	1	4 × 0.00		未満のもの		* 100
	外径が1メートル		450円		外径が1メートル		<u>510円</u>
	以上のもの	4 - 1	1000		以上のもの	4 - 1	1000
	<u>鉄道軌条</u>	1平方メー	100円		<u>鉄道軌条</u>	1平方メー	100円
	材料置場	トル	<u>400円</u>		材料置場	トル	400円
	太陽光発電設備及び風		<u>760円</u>		太陽光発電設備及び風		<u>850円</u>
	力発電設備	1			力発電設備		
	その他工作物	_	150円		その他工作物		150円
	<u>原形占用(漁業を除く。)</u>		80円		<u>原形占用(漁業を除く。)</u>		80円
	<u>その他</u>	その都度市	長が定め		<u>その他</u>	その都度市	長が定め
		る額				る額	
	土砂	1立方メー	150円	生産		1立方メー	150円
物採		トル	200円	物採		トル	200円
取	栗石	1	200円	取	栗石	_	200円
	公共事業に使用する栗		50円		公共事業に使用する栗		50円
	石	1			石	_	
	切込砂利		200円		切込砂利		200円
	切石	30立方セ	50円		切石	30立方セ	50円
		ンチメー				ンチメー	
		トル				トル	
	公共事業に使用する切	1立方メー	100円		公共事業に使用する切	1立方メー	100円
	石	トル			石	トル	
	玉 20センチメートル	1個	30円		玉 20センチメートル	1個	30円

石 以上45センチメー トル未満		
45センチメートル 以上		80円
公共事業に使用する玉	1立方メー	150円
石	トル	
庭石	30立方セ	200円
	ンチメー	
	トル	
その他	その都度市	長が定め
	る額	

	:45センチメー		
	アンチメートル		80円
以上	•		
公共事業	に使用する玉	1立方メー	150円
石		トル	
庭石		30立方セ	200円
		ンチメー	
		トル	
その他		その都度市	i長が定め
		る額	

備考

(1)~(4) (略)

備考

(1)~(4) (略)